

# No. 1

令和8年6月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

# 目 次

報告第 2 号	専決処分の報告について……………	1 頁
報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて……………	3 頁
報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 2 頁
報告第 5 号	令和 7 年度戸田市一般会計継続費繰越計算書の報告 について……………	1 6 頁
報告第 6 号	令和 7 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 継続費繰越計算書の報告について……………	1 7 頁
報告第 7 号	令和 7 年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について……………	1 8 頁
報告第 8 号	令和 7 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について……………	1 9 頁
報告第 9 号	令和 7 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について……………	2 0 頁
報告第 1 0 号	令和 7 年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告 について……………	2 1 頁
報告第 1 1 号	令和 7 年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告 について……………	2 2 頁
報告第 1 2 号	令和 7 年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告 について……………	2 3 頁
報告第 1 3 号	令和 7 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 事故繰越し繰越計算書の報告について……………	2 4 頁

議案第 39 号	戸田市税条例の一部を改正する条例	25 頁
議案第 40 号	戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び 戸田市監査委員条例の一部を改正する条例	31 頁
議案第 41 号	新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負変更 契約について	32 頁
議案第 42 号	財産の取得について	33 頁
議案第 43 号	財産の取得について	36 頁
議案第 44 号	令和 8 年度戸田市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊 No. 2
議案第 45 号	令和 8 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊 No. 2
議案第 46 号	令和 8 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算（第 1 号）	別冊 No. 2

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

戸田市立笹目東保育園の事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

- 1 損害賠償の額                    16,500円
- 2 損害賠償の相手方  
    住 所                    (略)  
    氏 名                    (略)
- 3 概要

令和8年1月22日（木）午前11時20分頃、戸田市立笹目東保育園において、職員が園児の昼寝用の布団を敷く作業中に、敷き終えた布団の上に被害園児が座っていた隣で別の園児2人が遊んでいたところ、一方の園児が被害園児にぶつかり、被害園児がかけていた治療用眼鏡の左つるが破断したものである。

令和8年3月31日

戸田市長 菅 原文 仁

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年3月31日

戸田市長 菅 原文 仁

## 戸田市税条例の一部を改正する条例

戸田市税条例（昭和35年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第9条中「、第63条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第63条の7第1項の申告書、」を削る。

第19条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第63条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第63条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第63条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第63条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第63条の4から第63条の9までを削る。

第64条（見出しを含む。）から第66条（見出しを含む。）まで及び第68条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第70条の見出し、第71条（見出しを含む。）並びに第72条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条第2項中「第63条第3項ただし書」を「第63条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第5条の3の2第1項」を「附則第5条の3第1項」に改め、同条を附則第5条の3とする。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の3の2第1項」を削る。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項と

し、同条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第26項を第23項とし、第27項を第24項とし、同条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
3分の1とする。

附則第8条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第8条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義

務者（以下この項）を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第8条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第38条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
  - (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
  - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
  - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第58条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げ

る事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第13条の4から第13条の8までを削る。

附則第14条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第14条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第14条の3第3項第2号、第14条の4第3項第2号及び第15条第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第16条第5項第2号、第16条の2第2項第2号及び第16条の3第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第16条の3の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第16条の3の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の戸田市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(戸田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 戸田市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

(戸田市SDGs共創基金条例の一部改正)

第6条 戸田市SDGs共創基金条例(令和4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の種別割」を削る。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例(令和8年条例第12号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（別紙）

令和8年3月31日

戸田市長 菅原文仁

戸田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(戸田市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 戸田市国民健康保険税条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、「オに掲げる額を減額して得た額」の次に「(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項第2号中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

(戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定中「属する被保険者」を「属する国民健康保険の被保険者」に改める。

第8条の次に3条を加える改正規定中「(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)」を「(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分の改正規定中「同条第5項」を「同条第5項本文」に改め、同項第1号にオを加える改正規定中、同項第2号にオを加える改正規定中及び同項第3号にオを加える改正規定中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同条に1項を加える改正規定中「第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保

険者につき算定した被保険者均等割額」を「当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第5号

令和7年度戸田市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続の 費額	令和7年度継続費予算現額			支出額 及び支 見込額	残 額	翌年 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源	其 他
8	土木費	道路橋 りよう費	38,655,000	15,462,000	0	15,462,000	11,701,800	3,760,200	3,760,200	0	0	0

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第6号

令和7年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続の 費額	令和7年度継続費予算現額			支出額 及び見込	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源	その他
2 事業費	1 事業費	北戸田駅西口 駅前交通広場 整備工事	358,057,000	119,233,000	46,680,000	165,913,000	115,009,920	50,903,080	12,003,080	0	38,900,000	0
		2号調整池 築造工事	1,240,000,000	496,000,000	46,700,000	542,700,000	402,600,000	140,100,000	70,100,000	0	70,000,000	0

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第7号

令和7年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				
					既 特 定 財 源	入 源	未 収 入	の 財 源	内 訳
					国 庫 支 出 金	地 方 債	特 定 財 源	そ の 他	一 般 財 源
2 総務費	1 総務管理費	交通対策事務費	182,242,000	182,242,000	0	0	0	0	182,242,000
		中町1丁目バス停上屋等設置工事	3,630,000	3,630,000	0	0	0	0	3,630,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修業務	1,320,000	1,320,000	0	1,320,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉事務費	271,371,000	246,678,571	0	227,554,000	0	0	19,124,571
	2 児童福祉費	物産高対応子育て応援手当支給事業	57,673,000	9,691,000	0	0	0	0	9,691,000
4 衛生費	2 清掃費	上下水道料金減免補助事業（下水道）	91,188,000	91,187,000	0	0	0	0	91,187,000
	4 上下水道費	上下水道料金減免補助事業（上水道）	135,552,000	135,551,000	0	0	0	0	135,551,000
7 商工費	1 商工費	商工団体事業	253,647,000	253,646,203	0	233,386,000	0	0	20,260,203
8 土木費	1 土木管理費	雨水排水改善工事	8,965,000	8,965,000	0	0	0	0	8,965,000
		歩行者自転車道路整備	26,668,000	26,667,300	0	5,478,000	17,000,000	0	4,189,300
	3 河川費	上戸田川整備事業	40,114,000	16,634,000	0	0	0	16,045,600	588,400
4 都市計画費	3 河川費	さくら川整備事業	173,661,000	173,660,200	0	0	56,700,000	97,929,736	19,030,464
		都市計画道路前谷馬場線整備事業	15,716,000	5,973,000	0	0	0	0	5,973,000
	4 都市計画費	新曽中央地区都市整備事業	152,878,000	115,334,392	0	25,570,000	22,900,000	0	66,864,392
		ウォーカーブル歩道整備工事設計業務	11,774,000	11,774,000	0	3,905,000	0	0	7,869,000
9 消防費	1 消防費	北戸田駅西口交流広場整備工事	150,856,000	150,856,000	0	43,920,000	69,800,000	0	37,136,000
		消防活動施設整備維持管理事業	12,936,000	3,974,700	0	0	0	0	3,974,700
10 教育費	2 小学校費	芦原小学校既存校舎改修工事	119,240,000	111,760,000	0	0	79,300,000	0	32,460,000
		5 体育費	スポーツセンター基本構想策定業務	15,356,000	15,356,000	0	0	0	0

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第8号

令和7年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 定 財 源	未 収 入	特 定 財 源	内 訳	一 般 財 源
					入 源	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 事業費	1 事業費	建築物等補償事業費	279,528,000	263,967,486	129,261,075	57,028,500	57,600,000	0	20,077,911
		宅地整備事業	381,703,000	279,425,515	0	21,228,000	142,800,000	0	115,397,515

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第9号

令和7年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 入 財 源	未 入 財 源		内 訳	
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 事業費	1 事業費	建築物等補償事業費	43,093,000	39,967,719	0	8,406,000	19,900,000	10,037,936	1,623,783
		宅地整備事業	160,741,000	43,410,038	0	0	38,500,000	0	4,910,038

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

令和7年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明	
						企業債	他会計 負担金	自己資金				
1 資本的 支出	1 建設 改良費	令和7年度配水管布設No.1工事	5,991,700	0	4,262,000	0	1,287,000	2,975,000	1,729,700	0	入札不調に伴う工期の変更	
		令和7年度配水管布設No.5工事	6,633,400	0	6,633,400	0	0	6,633,400	0	0	不排水特殊工法施工業者の確保に時 間を要したことに伴う工期の変更	
		令和7年度配水管布設No.6工事	5,119,400	0	5,119,400	0	1,740,000	3,379,400	0	0	土地区画整理事業の移転スケジュー ルの変更に伴う工期の変更	
		国道17号電線共同溝整備に伴う配 水管布設替え工事	88,903,100	0	29,243,500	0	0	29,243,500	59,659,600	0	0	入札不調に伴う工期の変更
		令和7年度配水管更新No.4工事	54,859,200	0	54,859,200	7,600,000	0	47,259,200	0	0	0	予期せぬ他企業埋設物による協議及 びルート変更に伴う工期の変更
		令和7年度配水管更新No.6工事	106,421,400	0	106,421,400	10,900,000	947,700	94,573,700	0	0	0	入札不調に伴う工期の変更

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅 原文 仁

令和7年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな即資産の購入限度額	説明	
						企業債	国庫補助金	自己資金				
1 資本的支出	建設改良費	令和7年度公共下水道汚水築造（その6）工事	8,140,000	0	6,149,000	0	0	6,149,000	1,991,000	0	都市計画道路路前谷馬場線整備事業における補償工事の遅延に伴う工期延長	
			51,546,000	0	51,546,000	7,300,000	22,560,000	21,686,000	0	0	耐震継手設置位置の調査方法変更に伴う工期延長	
		17,712,200	0	17,712,200	0	0	17,712,200	0	0	0	入札不調に伴う工期の変更	
		153,096,900	0	141,683,000	25,800,000	25,882,000	90,001,000	11,413,900	0	0	事前処理工の増工及び調査後の構造計算等の修正に伴う工期の変更	
		98,736,000	0	98,736,000	18,000,000	13,417,000	67,319,000	0	0	0	事前処理工の増工及び谷道事業所等の調整並びに材料入手難の影響による工期の変更	
		193,270,000	0	193,270,000	111,000,000	82,170,000	100,000	0	0	0	0	入札不調に伴う工期の変更

令和8年5月28日提出

報告第12号

令和7年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出為額	左の内訳		支出負担額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収特定財源	未収特定財源	一般財源	
3 民生費	1 社会福祉費	東部福祉センター 管理運営費	1,013,100	0	1,013,100	0	1,013,100	0	1,013,100	施設修繕に係る部材の納入遅延が発生したこと、技術者の作業日程が年度内に設定できなかつたため。	

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第13号

令和7年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収財源	未収財源	一般財源	
2 事業費	1 事業費	宅地整備事業	129,553,600	39,970,000	89,583,600	0	89,583,600	44,900,000	0	44,683,600	支障物の発生等により工事が遅延したため。

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第39号

### 戸田市税条例の一部を改正する条例

戸田市税条例（昭和35年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第22条の2第1項ただし書中「及び第22条の3の3第1項」を「並びに第22条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第22条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第22条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用

を受けるものに限る。)の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第22条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第47条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第5条の4中「又は附則第16条の3第1項」を「、附則第16条の2の3第1項又は附則第16条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第

3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第15条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第16条の2の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第16条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第19条第1項及び第2項並びに第20条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の2の3第1項に規定する特定暗号資産

に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (2) 第20条の5から第20条の7まで、第20条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第20条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の6第1項前段、第20条の7、第20条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第16条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第47条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第20条の6第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の2及び附則第15条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第5条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第16条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法

律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の戸田市税条例（以下「新条例」という。）第22条の3の3第1項及び第2項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第22条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の戸田市税条例第22条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条本文の規定による改正後の戸田市税条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等と

みなされる同条第2 1項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の戸田市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第15条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第16条の2の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第47条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第40号

戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び戸田市監査委員条例の一部を改正する条例

(戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(戸田市監査委員条例の一部改正)

第2条 戸田市監査委員条例(昭和51年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第41号

新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負変更契約について  
新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負変更契約をするについ  
て、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和  
39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場整備工事
- 2 場 所 戸田市大字下笹目字谷口115番14外
- 3 工事内容 新曽第一地区北戸田駅西口駅前交通広場の整備に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金354,867,700円  
変更後 金364,229,700円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金33,111,790円)
- 5 工 期 令和6年11月12日から  
令和8年9月30日まで
- 6 契 約 者 戸田市美女木五丁目4番地の2  
株式会社市ヶ谷組  
代表取締役 市ヶ谷 昌 彦

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第42号

財産の取得について

救助工作車として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 取得財産名 | 救助工作車   |
| 2 | 納入場所  | 戸田市消防本部   |
| 3 | 仕様内容  | 救助工作車 1台<br><small>ぎ</small> 艀装一式<br>取付品一式<br>附属品一式   |
| 4 | 金額    | 金230,978,000円<br>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金20,998,000円)   |
| 5 | 納入期限  | 令和10年3月31日  |
| 6 | 契約者   | 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階<br>株式会社モリタ 東京支店<br>支店長 岡本直彦 |

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第42号参考

### 救助工作車概要

#### 1 仕様

##### (1) 車両

- ① ダブルキャブ型低床式5.5t級増トン
- ② 12,000kg未満（大型免許区分）
- ③ フルパワーPTO及びサイドPTO
- ④ 四輪駆動

##### (2) 艀装及び取付品等

- ① 赤色警光灯等緊急走行仕様
- ② 資機材収納庫等救助活動仕様
- ③ 重量物排除用器具、切断用器具、破壊用器具等
- ④ クレーン装置、ウインチ装置、大型照明装置
- ⑤ その他艀装及び取付品等一式

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	金 額	摘 要
(株)モ リ タ 東京支店	209,980,000	落 札
南関東日野自動車(株) 大宮支店	210,500,000	
帝 商(株) 埼玉営業所	210,600,000	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	210,812,380
予 定 価 格	210,812,380

議案第43号

財産の取得について

消防ポンプ自動車として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得財産名 消防ポンプ自動車
- 2 納入場所 戸田市消防本部
- 3 仕様内容 消防ポンプ自動車 1台  
          <sup>ぎ</sup>艀装一式  
          取付品一式  
          附属品一式
- 4 金額 金23,870,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金2,170,000円)
- 5 納入期限 令和9年3月31日
- 6 契約者 埼玉県さいたま市南区辻四丁目18番10号  
          埼玉消防機械株式会社 中央支店  
          支店長 高橋 怜

令和8年5月28日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第43号参考

### 消防ポンプ自動車概要

#### 1 仕様

##### (1) 車両

- ① トヨタ ダイナ 1.0 t 級
- ② 3.5 t 未満（普通免許対応）
- ③ オートマチックトランスミッション
- ④ 二輪駆動

##### (2) 艀装及び取付品等

- ① 赤色警光灯等緊急走行仕様
- ② 照明装置
- ③ ホースカー
- ④ その他艀装装備一式

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	金 額	摘 要
埼 玉 消 防 機 械 (株) 中 央 支 店	21,700,000	落 札

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	21,868,600
予 定 価 格	21,868,600